

西日本高速道路株式会社関西支社等入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和7年7月25日（金） 関西支社 2階 大会議室	
出席委員 （五十音順・敬称略）	渦岡 良介（京都大学防災研究所教授）、岸田 潔（京都大学大学院工学研究科教授）、杉浦 徳宏（南山大学 法務研究科教授）、仁木 恒夫（大阪大学大学院教授）、松本 智子（弁護士）、安尾 明裕（弁護士）、山口 隆司（大阪公立大学大学院教授）	
審議対象期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日	
抽出件数／対象件数	7件／119件	件 名 等
工 事	一般競争入札	2件／6件 淀川左岸線延伸部 門真ジャンクション東（鋼上部工）工事 阪和自動車道 島田トンネル工事
	条件付 一般競争入札	2件／18件 令和6年度 滋賀高速道路事務所管内（特定更新等）盛土補強工事 舞鶴若狭自動車道 舞鶴西 IC～舞鶴東 IC 間立入防止柵改良工事
	指名競争入札	0件／0件
	随意契約	1件／14件 亀岡高速道路事務所管内 道路交通情報設備改造工事
	調査等	1件／28件 大和北道路 左京地区詳細測量業務
維持管理役務及び 物品・役務	1件／53件	発炎筒購入単価契約（2025～2026年度）
少額契約	0件／1,619件	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
【入札監視事務局からの報告】 ・質疑等なし。 【入札・契約手続きの運用状況等について】 ・250万円超の契約を審議対象としている理由は何ですか。 【抽出事案の説明】 （工事） ◆淀川左岸線延伸部 門真ジャンクション東（鋼上部工）工事 〔一般競争入札〕 ・付加点が付与された技術提案は、他の提案と比べて圧倒的に優位であったのか、それともそれほど差は	・250万円以下の契約は随意契約を可能としています が、公募（競争契約）の対象となる250万円超の契約 を入札監視委員会の審議対象としています。金額の 定めは国の基準（予算決算及び会計令）に準じていま す。 ・入札参加者の技術提案にさほど差はありませんで したが、その中でも弊社の求めた技術提案の内容に

意見・質問	回 答
なかったのですか。また、優位性を判断した具体的な内容について教えてください。 ・今回、付加点を付与する際に評価した技術提案は特定課題に関するものですが、安全対策や品質確保など特定課題以外の技術提案については評価に差がなかったのですか。 ・今回評価した内容は、将来施工の段階において経済性にも寄与するものですか。 ◆阪和自動車道 島田トンネル工事 〔一般競争入札〕 ・複数段階評価方式を実施したことで、会社として評価しやすくなったとのことですが、具体的にどのような点が良くなったのですか。 ・複数の評価項目で複数段階評価を行った結果、技術評価点の満点がこれまでより上がっていますが、落札者を決定するにあたって技術評価点の占める割合が大きくなったと考えてよいのですか。 ・工事全体におけるトンネル工事の割合はどの程度ですか。今回トンネル工事の技術力を重視しているようですが、トンネル以外の工事（土工や下部工など）について評価内容としなかったのですか。 ・今回は3項目で0.5点ずつ付加点を付与する評価方式で、最終的に最高点が7者いますが、この7者の提案には優劣がなく、すべて高く評価できる内容だったということですか。 ◆令和6年度 滋賀高速道路事務所管内（特定更新等）盛土補強工事 〔条件付一般競争入札〕 ・質疑等なし ◆舞鶴若狭自動車道 舞鶴西 IC～舞鶴東 IC 間立入防止柵改良工事	沿ったより具体的な提案であるかどうかを評価のポイントとしています。 ・大きな差はありませんでした。 ・将来施工の状況にもよりますが、そうなる部分があると考えます。 ・入札参加者が多い場合、これまでのように1者のみを選定して付加点を付与するのは難しいです。複数の評価項目を定め、相対的に優位な提案にそれぞれ技術点を付与していくことで、参加者間の評価点に差が付きやすくなったのが利点と考えています。 ・その通りです。 ・施工費用全体におけるトンネル工事費用の割合が6割程度と圧倒的に高いこともあり、トンネル工事を中心として技術提案を求めました。 ・各項目において相対的に優れた提案を個別に評価した積み重ねの点数ではありますが、結果的に7者とも同程度に優れた提案と評価しました。

意見・質問	回 答
〔条件付一般競争入札〕 ・質疑等なし ◆亀岡高速道路事務所管内 道路交通情報設備改造工事 〔随意契約〕 ・質疑等なし (調査等) ◆大和北道路 左京地区詳細測量業務 ・質疑等なし (維持管理役務及び物品・役務) ◆発炎筒購入単価契約（２０２５～２０２６年度） ・入札参加者が１者だけになった理由は何ですか。	・直接ヒアリングしたわけではありませんが、今回の落札者の国内シェアが非常に高いため、他の業者は参加しづらかったのではないかと思います。

委員会による意見の具申又は勧告の内容

意見の具申及び勧告なし
